

原子力災害拠点病院のBCPと病院経営

安全配慮義務・内部統制システム構築義務と 組織・構成員のリスクコミュニケーションの視点

原子力規制庁平成30年度放射線安全規制研究戦略的推進事業
令和2年度原子力災害拠点病院のためのモデルBCPおよび
リスクコミュニケーションに関するオンライン・ワークショップ

2020年度版

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士（法学）

岩手大学地域防災研究センター客員教授

北海道大学公共政策学研究センター上席研究員

慶應義塾大学・青山学院大学・長岡技術科学大学 講師

マンション管理士・医療経営士・AFP・防災士・防災介助士

元内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員

元文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官

岡本 正 (OKAMOTO TADASHI)



プログラムのコンセプト

原子力災害拠点病院に関わるステークホルダーが持つべき事業継続計画の策定推進の視点として大きく次の3点を提示。

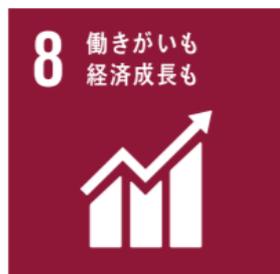
(1) 「安全配慮義務」「内部統制システム構築義務」「善管注意義務」について理解を深めることの重要性（企業は大規模事故や自然災害の脅威のなかでの組織の事業継続（BC）の前提として、労働契約を締結している職員については勿論、顧客、施設利用者、その他関係者の生命・身体等を守ることが、経営戦略上最も重要なミッションとなる。）

(2) 職員に対する内部的な「リスクコミュニケーション」の重視（緊急時の労働問題や安全体制の事前の整備が不可欠。外部のみならず職員や関係者へのリスクコミュニケーションも重視する。）

(3) 職員に対する防災や危機管理意識啓発のための「個人の生活再建支援と法制度の知識」をもBCPに取り込む（事業継続の担い手の生活再建を考えるBCPの構築が組織全体のレジリエンスになる。）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



事業継続計画の策定は組織の「レジリエンス」を高めるものとなる

組織のリーガル・リスクの観点から危機管理マネジメントを

□安全配慮義務：

ある法律関係に基づいて特別な社会接触関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務。生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務。自然災害による危険発生の場合にも当然に安全配慮義務を負う。

□善管注意義務：

委任契約の受任者（役員）は、委任者（組織）に対して、委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委理事務を処理する。従業員らの生命・健康・財産の安全を自然災害から守ることは、善管注意義務の内容と考えるべき。

□内部統制システム構築義務

会社法・会社法施行規則で明示された大会社における取締役会決議事項。いわゆる「内部統制システム構築義務」。あらゆる組織に応用できる考え方として参考になる。企業業務適正の判断のために必要な項目として「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」が法令に明記されている。いわゆる危機管理マニュアルや事業継続計画（BCP）を含むものと考えてよいだろう。

東日本大震災津波犠牲者訴訟と組織のリスクマネジメント

災害後の情報収集義務

情報取得後の判断能力

組織図
見直し
周知

判断権者不在の
回避

責任権限の
自動移譲

事前マニュアル
整備

対災害訓練の
実施

想像力
感受性
教育
研修

「災害時にトップがなすべきこと」

災害時にトップがなすべきこと協働策定会議（2017年4月）

※岩手、宮城、茨城、千葉、新潟、長野、兵庫、熊本の15市町村首長の会議

I-6

災害でトップが命を失うこともありうる。トップ不在は、機能不全に陥る。必ず代行順位を決めておくこと。

II-1

判断の遅れは命取りになる。特に、初動の遅れは決定的である。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。

人四

危機時に判断できる人材をつくる

想定外を想定するイノベーティブな思考

災害時の要配慮者への相互理解と
ダイバーシティ啓発

人日

何よりも、防災、危機管理、BCPに
興味を持つ組織人を育成する

□人□

防災・BCPを

自分ごと

として捉えられる人材を育成する

組織と従業員・利用者との関係で想定される初動時の主な論点

災害直後に命と健康を守る

- 組織として従業員や利用者の命・健康を守るために当然に負っている責任（安全配慮義務・内部統制システム構築義務・善管注意義務）
- 施設内における二次災害（余震などによる職員の死傷など）と事業者の責任（安全配慮義務・工作物責任）

組織と従業員・利用者との関係で想定される初動時の主な論点

災害後の従事と労務の主な課題

- 時間外における現場での労働行為・危険業務への業務従事命令の是非・可否
- 緊急事態や危険に備えての待機命令等に関する労務上の論点
- 帰宅困難事象発生時の待機・帰宅抑制指示に関する労務上の論点

組織と従業員・利用者との関係で想定される初動時の主な論点

前提：労働基準法に基づく対応が不可欠

- ✓ 【そもそも時間外労働できるか】労働基準法33条の災害時による臨時の必要がある場合の時間外労働等に関する要件を満たす必要がある。『災害その他避けることができない事由』がある場合に『行政官庁の許可』が必要。『事態急迫』時であっても『事後遅滞なく届出』が必要。➡過去にはインフラ事業者などで認められるとの見解が厚労省で示されているので、病院事業でも可能と解する余地はある（当局との事前協議も不可欠）。
- ✓ 【時間外労働を実際に命じることができるか】労働組合等と書面による協定、いわゆる「36協定」を交わし、労働基準監督署への届出、就業規則上の根拠を明確にしておく必要がある。そのうえで事案に即して「災害等その他避けることのできない事由」があれば労働時間の延長が可能。➡就業規則の事前手当が不可欠

ケーススタディ（裁判例等に学ぶモデルケース）

ケース：災害時の緊急・臨時業務への業務命令の限界

（全電通千代田丸解雇事件 昭和43年12月24日最高裁判決）

昭和二七年一月いわゆる李承晩ラインが一方向的に設定され、さらに同三〇年一月一月いわゆる「撃沈声明」が韓国連合参謀本部から発せられて間もない翌三一年三月上旬ころ、海底ケーブルの修理のため出動を命ぜられた事案。就労拒否をした乗組員が解雇されたところ、危険を冒して出航することが千代田丸乗組員の「労働契約上の義務」かどうか論点になった。

最高裁は、「米海軍艦艇の護衛が付されることによる安全措置が講ぜられたにせよ、これが必ずしも十全といいえないことは、…実弾射撃演習との遭遇の例によつても知られうるところであり、かような危険は、双方がいかに万全の配慮をしたとしても、なお避け難い軍事上のものであつて、海底線布設船たる千代田丸乗組員のほんらい予想すべき海上作業に伴う危険の類いではなく、また、その危険の度合いが必ずしも大でないとしても、なお、労働契約の当事者たる千代田丸乗組員において、その意に反して義務の強制を余儀なくされるものとは断じ難いところである。」と判断した。



ケーススタディ（裁判例等に学ぶモデルケース）

ケース：緊急事態に備えた待機命令・宿直命令について

（県立奈良病院時間外手当等請求事件

平成22年11月16日大阪高裁判決・平成25年2月12日最高裁判決）

【前提】一般に、労働基準法上の労働時間は、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいうと理解されており、実作業に従事していない不活動時間が労働基準法上の労働時間に当たるかどうかは、労働者が不活動時間において使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるとされている。そして、不活動時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということとはできず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。

【宿直について】病院の宿直担当医の宿直勤務は、その勤務時間の全体が労働基準法上の労働時間に当たる

【宅直について】本件で問題となっている宅直については、…明示又は黙示の業務命令に基づき宅直勤務を命じていたものとは認められないのであるから、1審原告らが宅直当番日に自宅や直ちにα病院に駆けつけることが出来る場所等で待機していても、労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価することができない。



リスクコミュニケーションとは何か

リスクコミュニケーションの定義

「対象のもつリスクに関連する情報を、リスクに関係する人々（ステークホルダー）に対して可能な限り開示し、たがいに共考することによって、解決に導く道筋を探す思想と技術」

「リスク場面において、関係者間の信頼に基づき、また信頼を醸成するためのコミュニケーション」

木下富雄「リスク・コミュニケーションの思想と技術 共考と信頼の技法」（2016, 27-28p）



従業員の生活再建なくして 事業継続マネジメントはできない

事業継続計画は組織のみならず構成員目線も不可欠



大規模災害で被災すると、自宅が全壊して住めなくなるなど生活の先行きが不安になります。極限状況を乗り越え、普段の生活を取り戻すことは容易ではありませんが、被災者の生活を再建するために、さまざまな支援制度が用意されています。このような支援制度等があることを平常時から知っておくことは、被災時の負担を少しでも軽くすることにつながります。本冊子は、災害救助法や被災者生活再建支援法*が適用されるような大災害で役立つ生活再建のための知識を紹介しています。

*災害救助法は災害時の応急的な被災者保護、被災者生活再建支援法は被災世帯の生活再建をそれぞれ目的とした法律。いずれの法律も、一定の要件のもと大規模災害が発生したと認められた場合に適用される。



法律相談から見える被災直後の課題

東日本大震災や熊本地震では、弁護士会の無料法律相談窓口には被災者から多くの相談が寄せられました(右グラフ)。津波によって数多くの死者を出した東日本大震災では、相続に関する相談が目立ちました。地震が頻発してたくさんの住宅が倒壊した熊本地震では、不動産賃貸借を筆頭に住まいに関する相談が多く寄せられました。生活再建のための支援制度の情報提供、住宅や車等のローンに関する相談は、どちらの災害でも共通して高い割合を占めました。これらの悩みにどう対処していくかが被災者にとって切実な課題になっていることがわかります。

東日本大震災における主な相談内容
(宮城県石巻市)
2011年3月～2012年5月 (3,481件)



*1 各種支援制度に関する問い合わせなど

熊本地震における主な相談内容
2016年4月～2017年4月 (12,284件)



*2 近隣住民とのトラブルなど

(岡本正著『災害復興法学』『災害復興法学Ⅱ』慶應義塾大学出版会刊より引用)

新築したばかりの家は全壊、家族は行方不明……。いったい、どうすればよいのか、途方に促されています。

➔ まずは、「り災証明書」を取得しましょう

参照 生活再建の第一歩「り災証明書」の取得



アパートが被災し、退去を求められています。勤務先も被災で休業、収入がありません。

➔ 生活再建に際しては、トラブルが多発しがちです

参照 生活の支援 紛争・トラブル

自宅が壊れて、キャッシュカードも通帳も紛失しました。健康保険証も見当たりません。

➔ 災害時は、貴重品等の紛失にも柔軟に対応します

参照 生活の支援 貴重品等の紛失

一家の大黒柱である夫を亡くしました。貯金も、ほとんどありません。当面の生活さえ見通せません。

➔ 被災直後の生活を支える給付金があります

参照 お金の支援 もらえるお金、借りられるお金

全壊した自宅は住宅ローンが残っています。公共料金など毎月の支払いも心配です。

➔ ローンや公共料金等の減免制度があります

参照 お金の支援 支払いの減免など



自宅を建て直す場合、何か融資はありますか。お金がない場合はどうすればいいですか。

➔ 住宅の提供、被災者向け住宅融資など事情に応じて利用できます

参照 住居の支援 住まいの再建





被災後を歩きだすための「知識の備え」

被災した あなたを助ける お金とくらしの話



弁護士（銀座パートナーズ法律事務所パートナー）

岡本 正 [著]

四六判 144 ページ 定価（本体 1,300 円+税）
ISBN 978-4-335-55200-7 C0036

- 住宅ローンの支払いができない
- 通帳や印鑑をなくした
- 国や自治体の支援はあるのか
- 生活費がない
- 公共料金が支払えない
- 壊れた屋根が隣家に被害を与えトラブルに
- 相続や保険の手続が複雑でわからない etc.

大災害の被災者にとって希望となる制度や手続きを、親しみやすいイラストとやさしい語り口で解説するこれまでの防災本とはひと味違う一冊の登場！

被災後の生活再建の大きな支えとなる
「知識の備え」厳選 30 話。



はじめに

ばくがこの本で伝えたいのは「希望」です。

地震、津波、台風、豪雨、土砂災害、竜巻、火山の噴火…。

自然災害で大きな被害を受けたとしても、絶望することなく、前を向いて、最初の一步を踏み出すための知識を備えてほしい。この本は、そう願ってつくった防災の本です。

識を備えるための、30のお話と2つのコラムを用意しました。法律なんて難しい、なんて思わないでください。あんがい身近で頼りになるものです。

紹介する30のお話は、大きく7つに分類しました。順番に「はじめの一步」「貴重品がなくなった」「支払いができない」「お金の支援」「トラブルの解決」「生活を取り戻す」「被災地の声を見る」です。災害がおきてから、多くの人が直面する悩み。それらを解決するきっかけとなる法律や制度を、できるだけ時間の流れを

大きな災害で被災すると、これからいったいどうやって住まいを再建し、生活全体を取り戻していけばよいのかといった悩みの声があふれます。そんなときこそ、この本の知識が役に立つはずですよ。

知識の裏付けとなるのは、法律です。法律は、ルールを破らないよう命令したりペナルティを課したりするだけではありません。困ったときに私たちを助けてくれる根拠にもなっているのです。この本では、災害後に私たちを助けてくれる意識して並べました。読み進めていくうちに、災害後に歩むべき道と希望の光が、少しずつ見えてくるはずですよ。

そして、この本は、被災する前にこそ読んでおいてほしいのです。災害がおきてしまつて途方にくれないよう、できるだけその前に。この本が、被災するかもしれないあなたやだれかを助ける「知識の備え」となれば幸いです。

弁護士・博士（法学） 岡本 正



Chapter 1 大災害で被災するとは
どういふことか

2 ii

はじめの一步 Part 1



Chapter 2 生活再建への第一歩「罹災証明書」を必ず知っておこう
ワンポイント豆知識

6



Chapter 3 罹災証明書の被害認定では
写真撮影も忘れずに

10



Chapter 4 通帳やカードなしでも
預貯金は引き出せる

16



Chapter 5 家の権利証がなくなっても
権利はなくなるらない

20



Chapter 6 保険会社や契約内容が
不明なら保険協会の窓口へ

24



Chapter 7 保険証をなくしても
保険診療を受けられる

28

貴重品がなくなった Part 2



Chapter 16 遺族等に最大500万円の
お見舞い金〜災害弔慰金①〜

68



Chapter 17 「関連死」でも受け取り可能
な弔慰金〜災害弔慰金②〜
ワンポイント豆知識

72



Chapter 18 3年間は返済の必要なし
災害援護資金の貸し付け

76



Chapter 19 自治体が配分する義援金の
申請を忘れずに

80



Chapter 20 賃貸借契約の紛争は
災害ADRによる解決を
〜災害ADR①〜

86



Chapter 21 自宅損壊で隣家に被害が出たら
ADR活用も〜災害ADR②〜

90



Chapter 22 便乗・悪質商法に注意!
契約は慎重に

94



Chapter 23 避難所環境と女性や
子どもの権利に配慮を

98

トラブルの解決 Part 5

生活を取り戻す Part 6



Chapter 24 相続放棄ができる期限に注意を
特別法の発動で行政手続き等
の期限が延長に

104



Chapter 25 仮設住宅に入れない!?

108



Chapter 26 仮設住宅に注意を
自宅の応急修理制度利用
には注意を

112



Chapter 27 新しい借入れのしくみ
「リバース・モーゲージ」を
検討しよう

116



Chapter 28 仮設住宅の入居要件は
緩和されることもある

120



Chapter 29 無料法律相談4万件の声が
導く復興政策の軌跡
〜東日本大震災〜

126



Chapter 30 無料法律相談1万2000件の
声を防災・減災へ活かす
〜熊本地震〜

130

参考文献
さくいん

136

支払いができない Part 3



Chapter 8 携帯電話料金は支払い期限
延長や減額も

34



Chapter 9 保険会社による
保険料の支払い猶予も

38



Chapter 10 電気・ガス・水道等公共料金も
支払い猶予措置がある

42



Chapter 11 被災ローン減免制度は破産に
あらず〜自然災害債務整理
ガイドライン①〜

46



Chapter 12 被災ローン減免制度には多くの
メリット〜自然災害債務整理
ガイドライン②〜

50



Chapter 13 返済条件変更前に減免制度の
確認を〜自然災害債務整理
ガイドライン③〜

54



Chapter 14 住まいの全壊等には被災者生活
再建支援金を〜基礎支援金〜

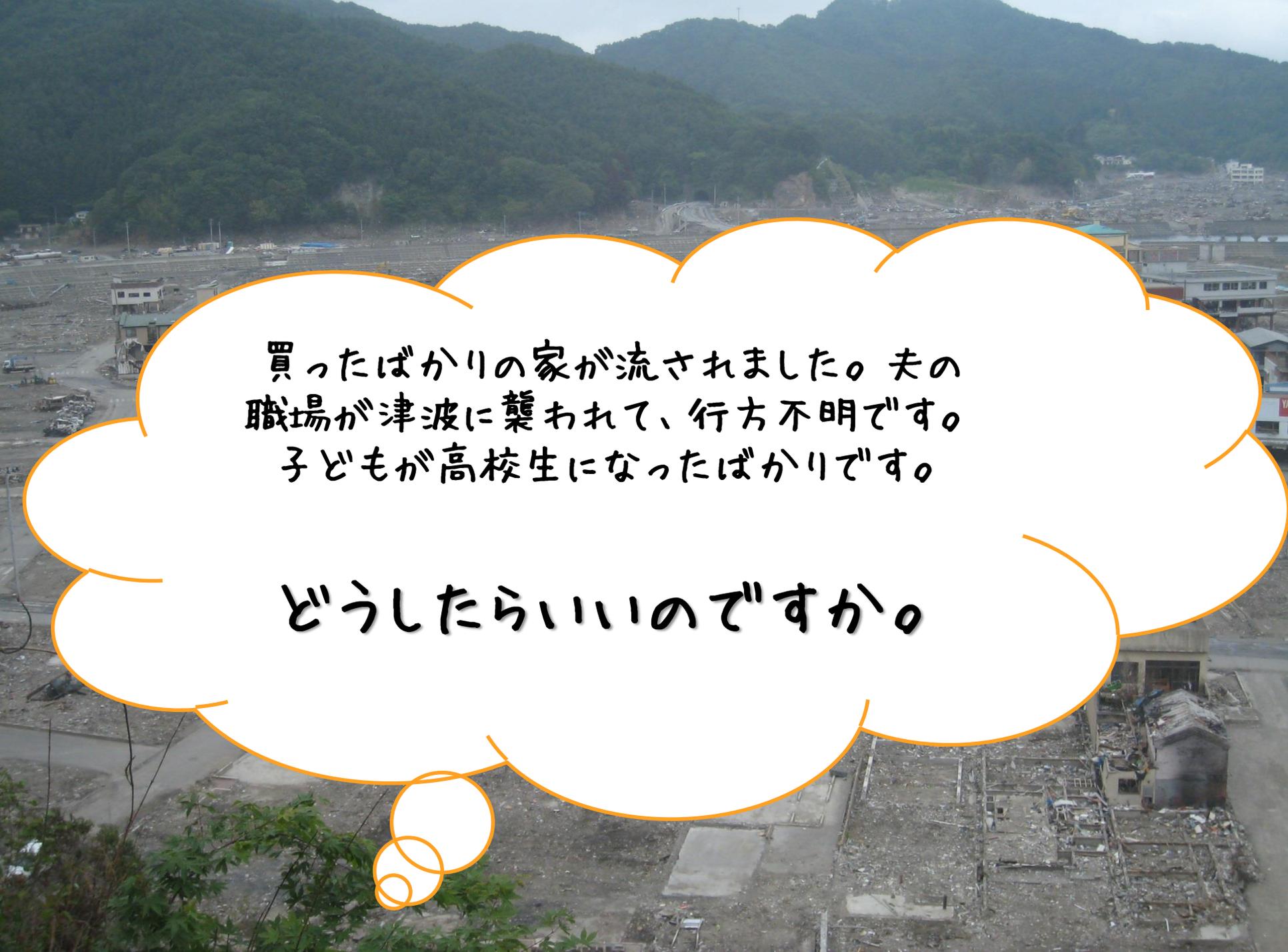
60



Chapter 15 被災者生活再建支援金には
最大200万円の
追加金も〜加算支援金〜

64

Part 4

An aerial photograph of a town that has been severely damaged by a disaster, likely a tsunami. The buildings are mostly destroyed, leaving a landscape of rubble and debris. In the background, there are lush green mountains. A large, white speech bubble with an orange border is superimposed over the center of the image, containing Japanese text.

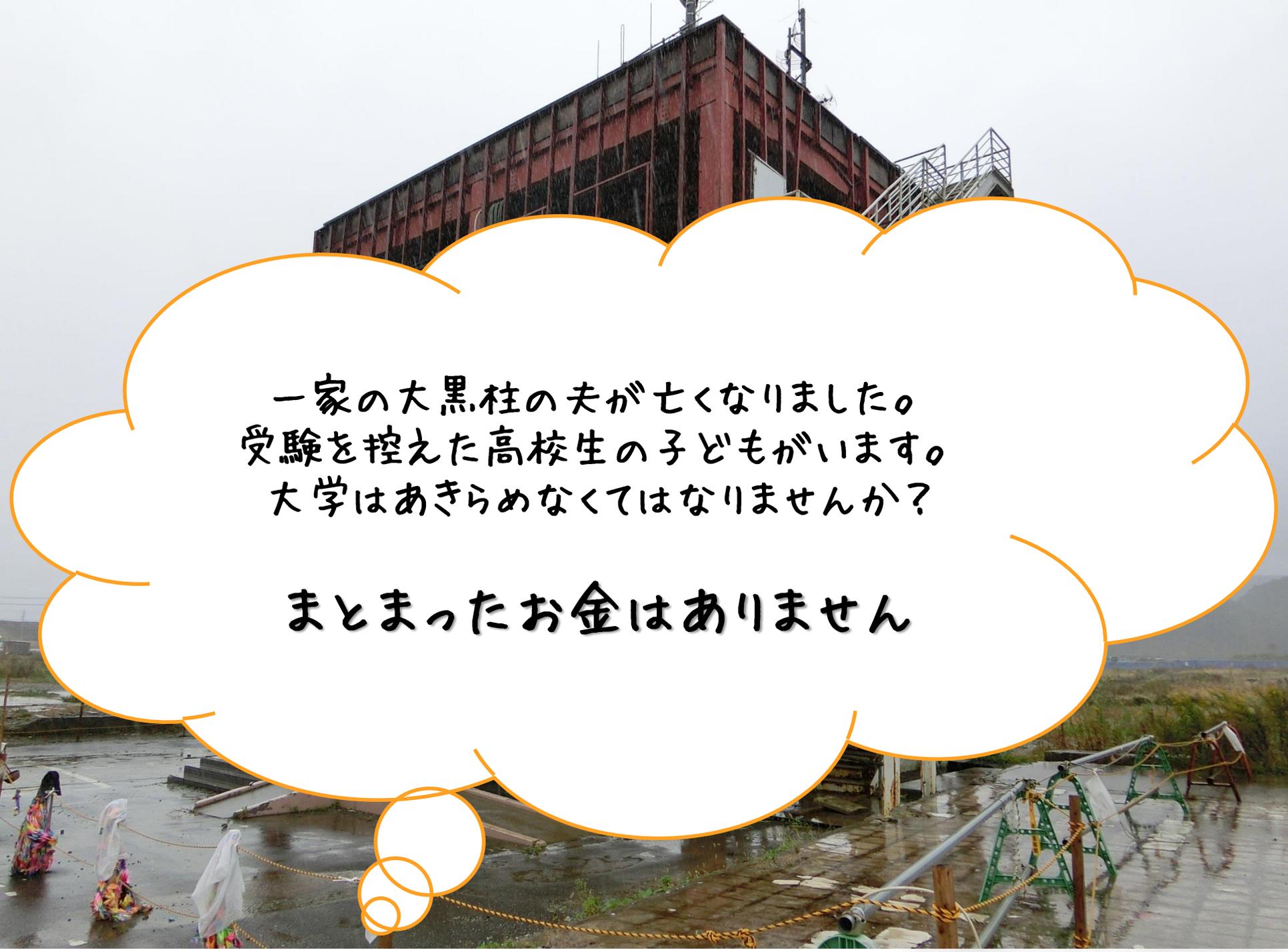
買ったばかりの家が流されました。夫の
職場が津波に襲われて、行方不明です。
子どもが高校生になったばかりです。

どうしたらいいのですか。



家がなくなりました。当面の生活費となる貯
金もほとんどありません。

当面の生活費
どうしたらいいですか？



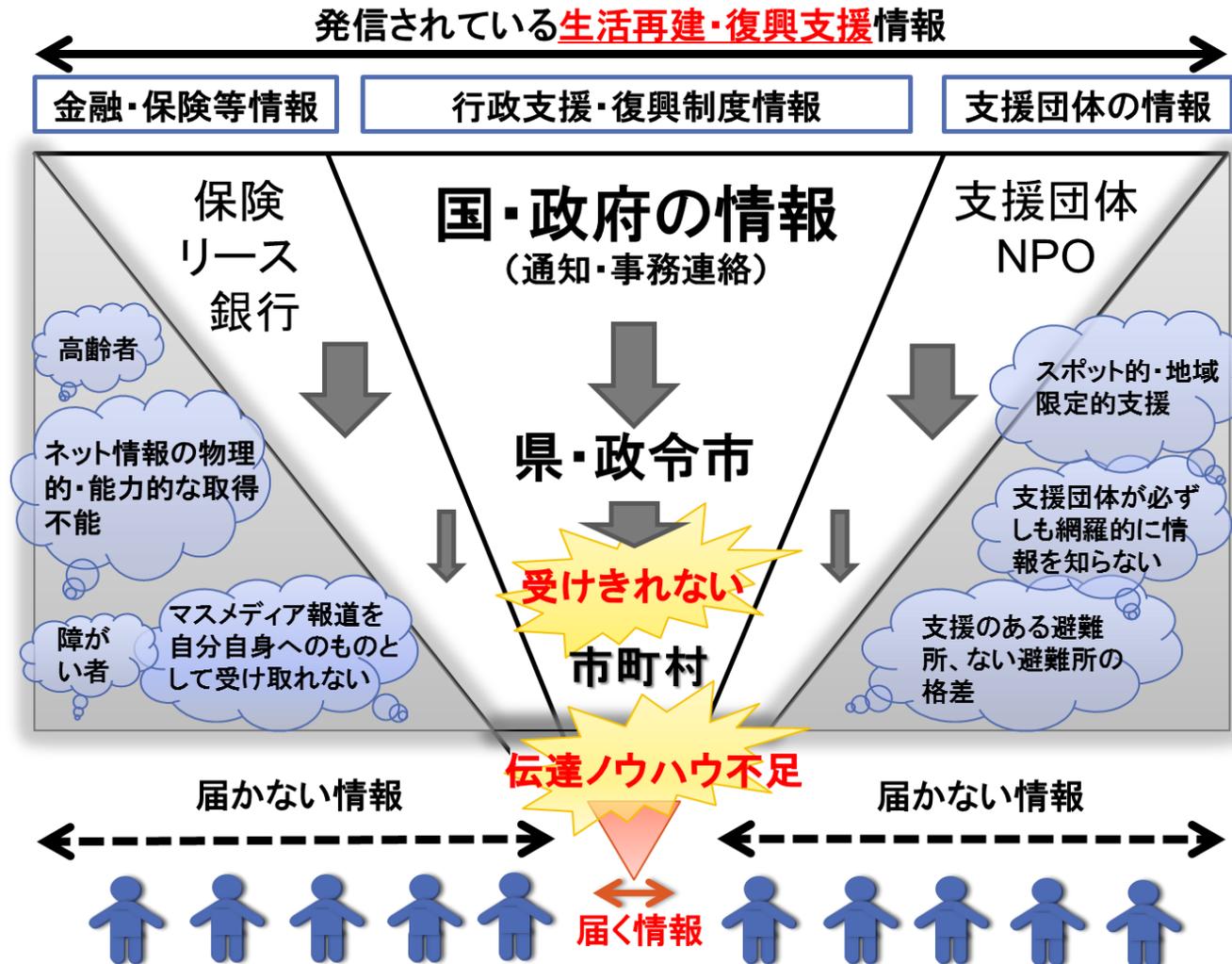
一家の大黒柱の夫が亡くなりました。
受験を控えた高校生の子どもがいます。
大学はあきらめなくてはなりませんか？

まとまったお金はありません

津波で車が流されました。
リース料の支払いが迫っています。
自宅も津波被害にあい全壊です。
ローンが2000万円あります。

このままリース料金やローンを支
払わなければなりませんか？

災害後に情報が届かないメカニズム



医療福祉・救命救護分野における 「災害政策実務・被災者支援法務」研修の必須性



ソーシャルワーカー研修（福祉士会等）



病院職員研修（医療法人・国立病院機構等）

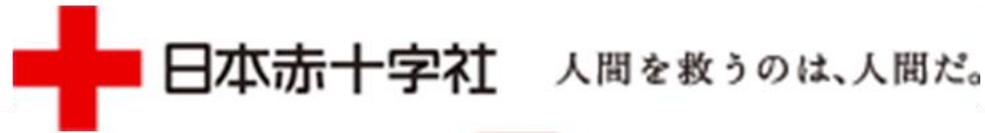


救命救護関係者研修（自衛隊・消防・日赤等）



看護師研修（災害看護教育・看護師協会等）

福祉×災害復興法学



日本赤十字社MSW研修



被災したあなたを助ける お金とくらしの話 ～災害復興法学のすすめ～

岡本 正 氏

銀座パートナーズ法律事務所
弁護士・博士（法学）

岩手大学地域防災研究センター客員教授
北海道大学公共政策学研究センター上席研究員



<https://youtu.be/dPf61KJeMgA>

大規模災害において「被災するとはどういうことか？」を5万件以上の弁護士による法律相談事例を分析してきた実績から解説します。被災地におけるリーガル・ニーズを知っていただきます。そのうえで、「被災後の生活再建」を支える法制度の存在を学び、それらをあらかじめの「知識の備え」をすることで、大規模災害においても絶望から「希望」を見いだして歩き出すことができると信じたい。知識の備えを学ぶための防災教育のプログラムや、希望の種となる防災バッグへ備蓄する本『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』などを紹介します。



被災後の生活再建のてびき (岡本正・監修)

発生が迫る大地震、大規模化する風水害。
被災生活は想定外では済まされません。
今、考え備えておくために、お役立てください。

THS 東京法規出版



監修：弁護士・博士(法学) 岡本 正

いま、考えておかなければならないこと！
被災後の生活再建のてびき
あなたを助ける支援制度を知っておきましょう

A4インデックス／表紙共16頁／カラー／定価：160円



大規模災害の発生でまず直面するのが生活再建の問題。本書では被災後どんな問題が起きどんな支援制度があるのか、事例を交えわかりやすく紹介しています。証明書取得や支払いの減免、貴重品の紛失といった実際に起きる問題をテーマに置き、それを解決するための制度を解説していく構成としました。知識の備えも重要な防災対策と考え、普段の生活を取り戻す知識を詰め込んだ必携の一冊です。



生活再建の第一歩 り災証明書

り災証明書（罹災証明書）とは、地震、津波、水害などの災害によって住んでいる家が壊れた場合に、申請によって自治体が被害状況を調査し、その結果に基づき発行される証明書です。「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」等に分類されます。

り災証明書は、適宜の災害でも行政による給付金の支給、葬儀金の受給、税金や社会保険料の減免、支払調子、公共料金の減免、支払調子などに使われてきまします。発行までには数か月かかる場合もあります。生活再建への第一歩として、発行しておきましょう。

被災後の生活再建を踏み出す為に！
生活のソナ工袋
必要な知識を備えよう！

必要、被害認定について不備がある場合には、再調査を依頼することもできます。家屋の修理・解体をする前に、全体や被害箇所の写真撮影をするなどして記録を残しておきましょう。

※必ず読んでおきたい！プラスチックの知識

余震等による二次被害の防止のために、建物倒壊の危険性、外壁ガラス落下の危険性などを緊急にチェックするものです。「赤（危険）」「黄（要注意）」「緑（調査済）」のステッカーが家屋に直接貼られます。り災証明書の発行のための調査ではありませんので、必ずしも「赤」が全壊とならなくても大丈夫です。

◆応急危険度判定

◆権利書・実印の紛失

不動産の権利書（登記簿）や実印（印鑑登録の印鑑）を紛失してしまっても権利を生かすことができます。権利書は登記簿と実印を揃えて、新たに登録することが可能です。

◆預金通帳等の紛失

大災害で金融機関の通帳、証書、カードなどを紛失した場合、各金融機関に確認していただき、預貯金を引き出すことが出来る対応がとられています。

◆保険会社がわからない場合

大災害によって、生命保険、火災保険、地震保険、健康保険、国民年金、国民健康保険、国民生活年金、国民年金基金、国民年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の保険料が分からなくなりましたら、お住まいの自治体の窓口で確認してください。



身近なところに「知識のソナ工」

知っておこう！生活再建

一定規模の自然災害による被害を受けた世帯に対しては「基礎支拂金」として「加算支拂金」を支払われます。詳しい手続きや支給条件は、お住まいの自治体の窓口で確認してください。

一定規模の自然災害により、亡くなった方の家族に対して、「災害弔慰金」として250万円が支払われます。また、重度の障害を負った方に対しては「災害障害見舞金」として250万円または125万円が支払われます。詳しい手続きや支給条件は、お住まいの自治体の窓口で確認してください。

大きな災害があった場合には、所得税、固定資産税、健康保険料、各種公共料金、携帯電話料金、NHK料金、保険料、共済掛金、その他月々の支払に関する支払猶予や一定期間の減免措置を受けられる場合があります。税務署、自治体窓口、契約会社にお問い合わせをお願いします。

被災ローン減免制度

災害救助法の適用を受けた自然災害により、個人、法人、事業者、自動車、住宅、その他、ローンがなくなった方、その残額を支払う方が、（自然災害による被害を受けた方）を「被災者」として、（被災者に対する）「被災者に対するローン減免制度」が適用されます。

被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から貸付されるものです。被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金から貸付されるものです。

災害弔慰金 災害障害見舞金

一定規模の自然災害により、亡くなった方の家族に対して、「災害弔慰金」として250万円が支払われます。また、重度の障害を負った方に対しては「災害障害見舞金」として250万円または125万円が支払われます。詳しい手続きや支給条件は、お住まいの自治体の窓口で確認してください。

公共料金や税金の支払猶予・減免

大きな災害があった場合には、所得税、固定資産税、健康保険料、各種公共料金、携帯電話料金、NHK料金、保険料、共済掛金、その他月々の支払に関する支払猶予や一定期間の減免措置を受けられる場合があります。税務署、自治体窓口、契約会社にお問い合わせをお願いします。

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law

岡本 正

Tadashi Okamoto



2014年 慶應義塾大学出版会

参考文献

この国の未来を担うあなたへ
これは被災地4万人の
声が導いた、
復興政策の軌跡と
未来への道標である



【主要目次】

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用



この国の未来を担うあなたへ
復興政策の軌跡は、
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

プロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやって来るか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～

参考文献



災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law II

岡本 正

Tadashi Okamoto



公共政策×復興
×防災・減災

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が
4年の歳月を経てついに刊行

復興の智慧を次なる復興に

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、
熊本地震1万2千件、
広島土砂災害250件の
リーガル・ニーズを徹底解析。
「リーガル・レジリエンス」の
獲得を目指して
新たな防災教育をデザインする。

慶應義塾大学出版会 定価(本体 2,800円+税)



銀座パートナーズ法律事務所

声は届く、ともに歩んでいこう。

参考文献

2018年 勁草書房（KDDI叢書）

- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望



勁草書房

法制と現場の乖離を克服する方向を見いだした好著。心から一読を薦めたい。

—— 室崎益輝 (神戸大学名誉教授・兵庫県立大学減災復興政策研究科科長)

解釈論と立法論とを総合する新しい法律学。その道標となる画期的な成果が生まれた。

—— 北居 功 (慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

keiso shobo

【受賞御礼】日本公共政策学会
2019年度学会賞『奨励賞』

参考文献

2019年 第一法規

○被災時の緊急対応、復旧、復興に必要な各種特例措置の先例・通知を示す実務解説書。

○膨大な通知等を精選し分野ごとに整理・分類して解説。被災時に自治体が自主的にとるべき措置がカテゴリー別にわかる。

○各種特例措置について、その意義や法的な根拠・解釈（法的評価）、具体的な活用法についても解説。

○巻末には約1,140通の大規模災害時の通知等のタイトル一覧を収録。



先例・通知に学ぶ

自治体の
機動力を
上げる

大規模災害への 自主的対応術

室崎益輝 幸田雅治 著
佐々木晶二 岡本正

災害時に求められるのは迅速な対応。

本書には国の通知など自治体の
初動時の知恵と教訓が満載です。

京都大学名誉教授 村松 岐夫

第一法規

参考文献

【自治体職員必携！！】

自治体職員の事前の備え、初動、応急、復旧、復興まで、各場面で自治体職員がやるべきことを時系列で示す。

自治体職員が平常時の予習、準備や、災害対応時にも携帯することを想定。

【岡本全勝・元復興次官推薦！】

どこでも起きる
大災害。
全ての自治体職員に
学んで欲しい。



2019年 第一法規

図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



防災のために図書館ができることのすべて

いざというときのために、

法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授
図書館長)

樹村房

2019年 樹村房

参考文献

図書館はやはり 『学びの場』

- 第1部 「知る」
- 第2部 「伝える」
- 第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による
ファシリテーション・
グラフィックも掲載!





被災後を歩きだすための「知識の備え」

被災した あなたを助ける お金とくらしの話



弁護士（銀座パートナーズ法律事務所パートナー）

岡本 正 [著]

四六判 144 ページ 定価（本体 1,300 円+税）
ISBN 978-4-335-55200-7 C0036

- 住宅ローンの支払いができない
- 通帳や印鑑をなくした
- 国や自治体の支援はあるのか
- 生活費がない
- 公共料金が支払えない
- 壊れた屋根が隣家に被害を与えトラブルに
- 相続や保険の手続が複雑でわからない etc.

大災害の被災者にとって希望となる制度や手続きを、親しみやすいイラストとやさしい語り口で解説するこれまでの防災本とはひと味違う一冊の登場！

被災後の生活再建の大きな支えとなる
「知識の備え」厳選 30 話。

